

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 41

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化	
取組業務	公共用物の使用料徴収		所管課	維持管理課（都市整備課）
取組内容	<p>・これまで水路等の公共用物は使用料を徴収することなく使用許可をしていたが、公共用物の管理に関する条例及び規則を制定することにより、使用料の徴収根拠を明確にし、公共用物の適正な管理と使用料の徴収ができるようにする。</p> <p>&lt;年度ごとの取組内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度 公共用物の管理に関する条例及び規則の議決・公布</li> <li>平成24年度 条例及び規則にもとづく制度の調査周知期間</li> <li>平成25年度 公共用物の使用料の徴収を開始。</li> </ul>			
効果見込	公共用物の使用に対して使用料を徴収することにより歳入の増加が見込まれる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	条例等の制定	・平成24年3月議会において、水路等における使用料の徴収について規定した「公共用物の管理に関する条例」が議決され、4月1日にこの条例とこの条例に基づく規則が施行された。	・条例制定により、使用料の徴収が可能となった。	0
H24	実施	・使用料徴収の準備期間として、現地調査、使用者への周知、使用申請手続き等の整備を行った。	・使用料徴収のための、使用者への周知、申請許可手続きが完了し、平成25年度から38件について使用料の徴収が可能となった。	0
H25	実施	・公共用物使用料として年間45件を徴収した。	公共用物の使用に対して使用料を徴収することにより歳入が増加した。（971,101円）	971 (計画値：965)
H26	実施	・パトロール、通報等による公共用物の不法使用者への指導に努め、公共用物使用料条例に基づく適正管理に努めた。	・公共用物の適正利用により26年度は89件の申請のうち、減免対象以外の51件の使用料を徴収した。使用料額は1,077,675円になり、予算額を超える結果となった。	1,077 (計画値：941)
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	・引き続き公共用物使用の適正な管理をするとともに使用料に対する市民の理解に努める。			
H27	実施	・平成26年度に引き続き公共用物の不法使用者への指導に努め、条例に基づく適正管理により公共用物使用料の徴収に努めた。	・平成27年度は公共用物使用112件のうち、減免対象以外の54件の使用料額1,104,408円を徴収した。	1,104 (計画値：1,007)

効果額内訳：使用料徴収見込額

評価	○	評価理由	・岩倉市公共用物の管理に関する条例の趣旨が広く認識され、適正な申請手続きにより使用件数及び使用料額が安定してきている。しかし、一部の使用者からは、未だ理解が得られず今後の課題となった。	今後の方針	・引き続き公共用物の適正管理に努めるとともに不適切な使用者に対して条例の趣旨を理解し改善されるよう指導をしていく。
----	---	------	--	-------	---

凡例 ○：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 42

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化		
取組業務	水道料金の収納率の向上		所管課	上下水道課	
取組内容	<p>・水道料金徴収業務は、平成20年度から民間業務委託を始め、督促、催告の手段をとりながら、一定の効果が上がっている。しかし、さらなる収納率向上に向けて、悪質な滞納者の給水停止の強化、近隣の市外転出者への訪問など未納者へのきめ細やかな対応を行い、未収金を出さないように努める。</p>				
効果見込	<p>・収納率目標（現年度分）                  23年度 98.40%                  24年度 98.45%                  25年度 98.50%                  26年度 98.55%                  27年度 98.60%                  ※22年度実績：98.32%</p>				
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）	
H23	98.40%	<p>・市としては、各年度の収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを月2回実施して、業者への指導監督を行った。実際の取組みとしては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。さらに、市外、県外転出者を対象に催告書と合わせて通知文を郵送した。</p>	<p>・平成23年度の収納率は、98.41%（目標率98.40%に対し、0.01ポイント増）であった。</p>	516 (計画値：459)	
H24	98.45%	<p>・市としては、各年度の収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを月2回実施して、業者への指導監督を行った。                  ・実際の取組としては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。今年度は、さらに中止分未納者への電話催告の対応強化に努めました。</p>	<p>・平成24年度の収納率は、98.36%（目標率98.45%に対して、0.09ポイント減）であった。</p>	688 (計画値：287)	
H25	98.50%	<p>・市としては、各年度の収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを月2回実施して、業者への指導監督を行った。                  ・実際の取組としては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。中止分未納者への電話催告を実施した。さらに夜間訪問徴収を毎月実施した。特に2月と3月は、夜間対応週間として各月5日間訪問徴収を実施した。休日訪問徴収についても6回実施し、対応強化に努めた。</p>	<p>・平成25年度の収納率は、98.33%（目標率98.50%に対して、0.17ポイント減）であった。                  ・委託業者とは定期的な打合せの中で、収納率の向上に向けた効果的な取組みの検討を行った。</p>	0 (計画値：287)	
H26	98.55%	<p>・市としては、各年度の収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを月2回実施して、業者への指導監督を行った。また、平成26年度末に4年間の委託契約が終了するため、平成27年度から4年間の委託業者をプロポーザル方式の選考により実施し、選定した。                  ・収納率向上の取組としては、前年度の実施内容にプラスして、滞納1期からの方に対し、早期に対応する取組を行い、収納率向上を図った。                  ・近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。中止分未納者への電話催告を実施した。さらに夜間・休日訪問徴収も実施し、対応強化に努めた。</p>	<p>・平成26年度の収納率は、98.52%（目標率98.55%に対して、0.03ポイント減）であった。                  ・委託業者とは定期的な打合せの中で、収納率の向上に向けた効果的な取組みの検討を行うことができた。                  ・費用対効果としては、平成26年度では、市で実施する場合の経費（約3,050万円）と比較すると、委託のほうが150万円程度安く実施できた。</p>	0 (計画値：287)	
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)		
H27計画	<p>・収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを定期的開催し、業者への指導監督を行う。                  ・転出、居所不明者に対し重点を置き、休日・夜間滞納整理の回数を増やしたり、給水停止を頻繁に行っている者について催告を1期行った時点で訪問して早期に対応する（通常は催告を2期以上行った時点で給水停止を行っている）など効果的な対策に取り組んでいく。</p>				
H27	98.60%	<p>・市としては、各年度の収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを月2回実施して、業者への指導監督を行った。                  ・収納率向上の取組としては、滞納1期からの方に対し、早期に対応する取組を行い、収納率向上を図った。                  ・近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。中止分未納者への電話催告を実施した。さらに夜間・休日訪問徴収も実施し、対応強化に努めた。</p>	<p>・平成27年度の収納率は、98.77%（目標率98.60%に対して、0.17ポイント増）であった。                  ・委託業者とは定期的な打合せの中で、収納率の向上に向けた効果的な取組みの検討を行うことができた。                  ・費用対効果としては、平成27年度では、市で実施する場合の経費（約3,037万円）と比較すると、委託のほうが34万円程度安く実施できた。</p>	976 (計画値：287)	資料 72 ページ

# 岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

効果額の内訳：平成22年度調定額（573,282,730円）を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額

評価	◎	評価理由	◎	今後の方針	◎
			<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口業務を始め検針業務において問題なく業務が遂行されている。徴収業務においては、受益と負担の公平性の確保を目指し、きめ細かい対応と滞納への早期対応により収納率が向上した。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>収納率の向上に向けて、引き続き悪質な滞納者への給水停止や支払い忘れ等の未納者に対し、きめ細やかな対応に努める。</li> </ul>

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。



岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 43

行政経営プランの位置づけ	(3) 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化	
--------------	------------------	-----------	--

取組業務	下水道使用料の収納率の向上	所管課	上下水道課
------	---------------	-----	-------

取組内容	・ 時効までの期間が水道料金とは異なることから、特に現年度分の収納に重点を置き、滞納繰越額の増加を防止する。水道料金と同様に未納者に対するきめ細やかな対応により未収金を出さないように努める。		
------	---	--	--

効果見込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納率目標（現年度分）</li> <li>23年度 98.40%</li> <li>24年度 98.45%</li> <li>25年度 98.50%</li> <li>26年度 98.55%</li> <li>27年度 98.60%</li> <li>※22年度実績：97.95%</li> </ul>		
------	--	--	--

	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	98.40%	・ 下水道使用料の収納については、水道事業への委託のため、水道料金の収納業務と同じ実績である。実際の取組みとしては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。さらに、市外、県外転出者を対象に催告書とあわせて通知文を郵送した。	・ 平成23年度の収納率は、98.35%（目標率98.40%に対し、0.05ポイント減）となった。	853 (計画値：960)
H24	98.45%	・ 下水道使用料の収納については、水道事業へ業務委託しているが、水道料金と時効期間の相違があるため、さらに粘り強い徴収が必要となることを念頭に置き収納業務を行った。 ・ 実際の取組みとしては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。今年度は、更に中止分未納者への電話催告の対応強化に努めた。	・ 平成24年度の収納率は、98.51%（目標率98.45%に対し、0.06ポイント増）となった。	1,194 (計画値：107)
H25	98.50%	・ 市としては、各年度の収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを月2回実施して、業者への指導監督を行った。 ・ 実際の取組としては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。中止分未納者への電話催告を実施した。さらに夜間訪問徴収を毎月実施した。特に2月と3月は、夜間対応週間として各月5日間訪問徴収を実施した。休日訪問徴収についても6回実施し、対応強化に努めた。	・ 平成25年度の収納率は、98.33%（目標率98.50%に対して、0.17ポイント減）であった。 ・ 委託業者とは定期的な打合せの中で、収納率の向上に向けた効果的な取組みの検討を行った。	0 (計画値：107)
H26	98.55%	・ 下水道使用料の収納については、水道事業への業務委託しているが、水道料金と時効期間の相違があるため、さらに粘り強い徴収が必要となることを念頭に置き収納業務を行った。 ・ 収納率向上の取組としては、前年度の実施内容にプラスして、滞納1期からの方に対し、早期に対応する取組を行い、収納率向上を図った。 ・ 近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。中止分未納者への電話催告を実施した。さらに夜間・休日訪問徴収についても対応強化に努めた。	・ 平成26年度の収納率は、98.54%（目標率98.55%に対し、0.01ポイント減）となった。 ・ 委託業者とは定期的な打合せの中で、収納率の向上に向けた効果的な取組みの検討を行うことができた。	0 (計画値：107)

行政経営プラン推進委員会からの意見 (H27.9)		行政改革推進本部からの指示事項 (H27.9)	
---------------------------	--	-------------------------	--

H27計画	・ 下水道使用料の収納は、水道事業に委託している。水道料金と時効期間の相違があることを念頭に置き、粘り強い徴収を行う。		
-------	---	--	--

H27	98.60%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道使用料の収納については、水道事業に業務を委託しているが、水道料金と時効期間の相違があるため、さらに粘り強い徴収が必要となることを念頭に置き収納業務を行った。</li> <li>・ 1期滞納者に対し、早期に対応する取組を行い、収納率向上を図った。</li> <li>・ 近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。中止分未納者への電話催告を実施した。さらに夜間・休日訪問徴収についても対応強化に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成27年度の収納率は、98.34%（目標率98.60%に対し、0.26ポイント減）となった。</li> <li>・ 委託業者とは定期的な打合せの中で、収納率の向上に向けた効果的な取組の検討を行うことができた。</li> </ul>	0 (計画値：107)
-----	--------	--	---	----------------

資料72ページ

## 岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

効果額の内訳：平成22年度調定額（213,287,320円）を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額

評価	○	評価理由	・平成27年度における収納率は、目標を下回ったが、平成22年度と比較し0.39ポイント向上した。	今後の方針	・引き続き、下水道使用料収納事務の委託先である水道事業及び検針徴収総合業務委託業者と、収納率向上に効果的な取組の検討を行う。
----	---	------	--	-------	--

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 44

行政経営プランの位置づけ	(3) 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化
--------------	------------------	-----------

取組業務	学校給食費の収納率の向上	所管課	学校教育課
------	--------------	-----	-------

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と連携し、未納額を増加させないように早期から通知や面談を実施する。</li> <li>・中学校を卒業した未納保護者には電話催告や催告通知を発送するとともに、個別面談の実施を図るなど徴収に努める。</li> </ul>		
------	--	--	--

効果見込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納率目標（現年度分） 23年度：99.57% 24年度：99.59% 25年度：99.61% 26年度：99.63% 27年度：99.65% ※22年度：99.55%、過去5年間の平均は99.35% (県内の平均収納率は99.64%であり、岩倉市は若干下回っている。したがって、平成27年度に県下平均を上回ることを目標とする。)</li> </ul>		
------	--	--	--

	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	99.57%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知や面談を実施した。</li> <li>・小学校、中学校を卒業する未納保護者には、卒業前に納付相談を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度の収納率は、99.74%（目標率99.57%に対し、0.17ポイント増）となった。</li> <li>※過去5年間の収納率平均は99.35%であった</li> </ul>	324 (計画値：34)
H24	99.59%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業する未納保護者に卒業前に納付相談を実施した。</li> <li>・平成23年度以前の中学校卒業生に対し督促状を送付した。また、電話での納付催告を行った。</li> <li>・児童手当による納付の申出書の提出依頼を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納率は99.76%（目標99.59%に対し0.17ポイント増）となった。</li> <li>・児童手当による申し出は、4件であった。</li> </ul>	358 (計画値：34)
H25	99.61%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業する未納保護者に卒業前に納付相談を実施した。</li> <li>・平成24年度以前の中学校卒業生や市外転居者に対し未納通知送付、電話や訪問での納付依頼を行った。</li> <li>・児童手当による納付の申出書依頼を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納率は99.85%（目標99.61%に対し0.24ポイント増）となった。</li> <li>・児童手当による申し出は、1件であった。</li> </ul>	511 (計画値：34)
H26	99.63%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業する未納保護者に卒業前に納付相談を実施した。</li> <li>・平成25年度以前の中学校卒業生や市外転居者に対し未納通知送付、電話での納付依頼を行った。</li> <li>・児童手当による納付の申出書依頼を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納率は99.79%（目標99.63%に対し0.16ポイント増）となった。</li> <li>・児童手当による申し出は、8件であった。</li> </ul>	409 (計画値：34)

行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)	行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)
--------------------------	------------------------

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未納者に対し通知や面談を実施する。</li> <li>・小学校、中学校を卒業する未納保護者には卒業前に納付相談を実施する。また、状況に応じ、分納誓約書の提出を求めていく。</li> <li>・児童手当による納付の申出書の提出依頼をする。</li> </ul>		
-------	---	--	--

H27	99.65%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業する未納保護者に卒業前に納付相談を実施した。</li> <li>・平成26年度以前の中学校卒業生や市外転居者に対し未納通知の送付、電話での納付依頼を行った。</li> <li>・児童手当による納付の申出書依頼を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納率は99.93%（目標99.65%に対し0.28ポイント増）となった。</li> <li>・児童手当による申し出は、7件であった。</li> </ul>	647 (計画値：34)
-----	--------	---	--	-----------------

資料72ページ

効果額の内訳：平成22年度調定額(170,382,420円)を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額

評価	◎	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての年度において目標に定めた収納率をクリアし、近隣市よりも高い収納率となっている。</li> </ul>	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度から学校給食費の会計処理を特別会計から一般会計に移行し、公平性の向上に努める。今後も収納率の向上に努める。</li> </ul>
----	---	------	---	-------	--

## 岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No.

45

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	② 積極的な財源確保	
取組業務	未利用財産（土地）の有効活用		所管課	行政課
取組内容	・将来的な事業のために取得した用地について、事業用に使用するまでの間、民間への貸付等について検討する。			
効果見込	土地貸付収入の増			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	検討	・貸付については、具体的な検討に着手することができなかつたが、将来的にも利用する見込みがない土地の売却の価格の算定方法を見直し、要綱を制定した。 ・土地の売却1件を実施した。	・土地を売却する際の価格の算定方法を決定することにより、今後の迅速な土地売却につなげることができた。	—
H24	検討	・土地の売却1件を実施した。 ・貸付については、市有地隣接の土地の使用者から貸付の依頼があったため、8月～10月にかけて貸付を行った。	・8月～10月にかけて行った貸付に対する貸付料として、8,307円の収入を得た。	—
H25	実施	・土地の売却4件を実施した。 ・貸付についての要綱等の制定を検討することができなかつた。	・平成26年2月～3月にかけて行った貸付に対する貸付料として、40,999円の収入を得た。	—
H26	実施	・土地開発基金で保有する土地の適正化について、骨子案をまとめた。 ・土地の売却2件を実施した。 ・土地開発基金保有土地のうち1筆について、公売を実施したが、応札はなかつた。	・土地開発基金で保有する土地の適正化について検討することができた。 ・土地の公売に関するノウハウを習得することができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	・土地開発基金保有土地の適正化についての方針を策定する。			
H27	実施	・土地開発基金で保有する土地の適正化についての検討を進めた。 ・平成26年度に公売を実施した土地開発基金保有土地のうち1筆について、予定価格の見直しを行った上で再度公売を実施したが、応札はなかつた。 ・土地の売却1件を実施した。 ・貸付については、市有地隣接の土地の使用者から貸付の依頼があったため、貸付を行った。 ・（仮称）土地開発基金適正化計画策定のための検討を行った。	・土地の売却により4,660,782円の収入を得た。 ・市有地の貸付に対する貸付料として、23,040円の収入を得た。	—

評価	○	評価理由	・普通財産（土地）の売払いに関する要綱を定め、普通財産の処分方法を見直すことができた。 ・土地開発基金で保有する土地の適正化について、骨子案をまとめたが、実施まで至っていない。	今後の方針	・土地開発基金で保有する土地の適正化を進めるための計画を定め、これに基づき、土地開発基金で保有する土地の適正化を進める。
----	---	------	---	-------	--

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。



岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 46

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	② 積極的な財源確保	
取組業務	公共施設における有料広告の導入		所管課	行政課
取組内容	・ 現在庁舎に設置している広告付き電子掲示板のほかにも、広告付きの媒体の導入を検討する。			
効果見込	広告料収入の増加			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	検討	・平成24年度に市役所1階総合案内横に広告付き案内板を設置するための仕様などを定めるとともに、先進地を調査するなどの準備を行った。	・平成24年度の導入に向けて、必要な準備をすることによって、スムーズな導入を図ることができた。	—
H24	検討	・平成24年8月に、市役所1階総合案内横に広告付き案内板を設置した。	・広告付き案内板を設置することで、庁舎の空きスペースの有効活用を進めることができた。財政効果は、@32,100×7月=224,700円の収入を得た。	224 (計画値：256)
H25	実施	・新たな有料広告の導入に関する検討を行ったが、導入することができなかった。 ・広告媒体ではないが、庁舎の空きスペースの活用の観点から、自動販売機4台の設置について公募を行い、2者からの応募があり、最高値の事業者を設置業者に決定した。	・公募により庁舎内の自動販売機を設置することで、庁舎の空きスペースの有効活用を進めることができた。財政効果は、730,000円/年の収入を得た。	954 (計画値：385)
H26	実施	・新たな有料広告の導入はできなかった。 ・広告媒体ではないが、総合体育文化センターを始め4外部公共施設における空きスペースの活用の観点から、自動販売機9台の設置について公募を行い、2者からの応募があり、最高値の事業者を設置業者に決定した。	・公募により外部公共施設内に自動販売機を設置することで、施設内の空きスペースの有効活用を進めることができた。財政効果は、5,157,400円/年の収入を得た。	5,157 (計画値：385)
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	・新たな有料広告の導入について研究する。			
H27	実施	・岩倉駅東西地下連絡道(改札正面)に、広告付き案内地図を設置した。 ・庁舎1階に設置している電子掲示板の契約期間満了に伴い、設置業者を公募し、継続して設置することとなった。	・広告付き案内地図を設置することで、岩倉駅東西地下連絡道の地図スペースの有効活用を図ることができた。 ・財政効果は、6,990,440円/年の収入を得た。	6,990 (計画値：385)

資料73ページ

評価	◎	評価理由	・市役所及び岩倉駅東西地下連絡道への広告付案内地図の設置のほか、自動販売機の入札を行うことができ、一定の収入を得ることができた。	今後の方針	・さらなる収入確保及び歳出節減のため、広告付き媒体の導入についての研究を行う。
----	---	------	--	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 47

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	② 積極的な財源確保	
取組業務	教材費の徴収		所管課	健康課
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理実習を行う教室で、現在無料参加のものを食材費の一部負担金を徴収する。</li> <li>健康教室でテキストや教材を使用する場合に一部自己負担金を徴収する。</li> </ul>			
効果見込	<ul style="list-style-type: none"> <li>①参加費用1人200円程自己負担していただく。</li> <li>②全教室ではないが、テキスト代等を徴収する。</li> </ul>			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理実習の参加者は172人であり、実施した場合の徴収金額は、172人×200円=34,400円となる。</li> <li>他市町の状況を調査した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他市町の調査及び他部署の調査を実施したことにより、具体例を把握できた。</li> </ul>	0
H24	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内34市町の状況を調査した。26市が教材費(賄材料費)を徴収しており、徴収金額は、実費の3割から10割まで様々であった。26市のうち、12市は賄材料費の他に、テキスト代や運動用ボールなどの教材も実費を徴収していることがわかった。</li> <li>栄養教室の一人当たり(1食分)の賄材料費を算出した。平成23年度は413円、平成24年度は465円であった。</li> <li>賄材料費以外の教材費については、印刷して作成したもの等を使用しているため、費用徴収の対象としないこととした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他市町の状況を把握することができた。</li> <li>一人当たりの賄材料費を算出したことで、徴収金額について、具体的に検討することができた。費用徴収開始するにあたり、賄材料費実費の概ね5割を徴収することとした。</li> <li>平成25年度からの徴収に向けて、教材費の徴収に関する要綱制定案を作成した。</li> </ul>	0
H25	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩倉市保健事業における教材費等の徴収に関する要綱を制定した。</li> <li>栄養教室において、1人200円の食材費を徴収した。</li> <li>あいち健康プラザにおける健康度評価の利用料を自己負担とした。</li> <li>ボランティアとして指導にあたる食生活改善推進員から食材費を徴収することは、見合わせた。</li> <li>食材費を徴収した人にアンケート調査を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食材費の徴収により、38,400円の収入があった。(200円×192人=38,400円)</li> <li>健康度評価の利用料は、11,200円であった。(400円×28人=11,200円)</li> <li>食材費の徴収にあたり実施したアンケートから、費用徴収に対する意見や意識等を把握することができた。(別添参照)</li> <li>徴収金額については、72.0%が200円は適当な金額と回答している。</li> </ul>	38 (計画値:72)
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養教室において、1人200円の食材費を徴収した。</li> <li>食材費を徴収した人にアンケート調査を実施した。</li> <li>あいち健康プラザにおける健康度評価の利用料を自己負担とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食材費の徴収により、33,800円の収入があった。(200円×169人=33,800円)</li> <li>健康度評価の利用料は、10,250円であった。(410円×25人=10,250円)</li> <li>食材費の徴収にあたり実施したアンケートから、費用徴収に対する意見や意識等を把握することができた。</li> <li>徴収金額については、71.5%が200円は適当な金額と回答している。</li> <li>「200円は適当でない。」と回答した人のうち89.3%は、300円～500円の自己負担額が適当と答えており、利用者負担の意識が高いことが把握できた。</li> </ul>	33 (計画値:72)
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートをとるにあたっては、実際にかかっている教材費の額を知らせてから、徴収額が適切かどうかを確認すべきである。</li> </ul>		行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートをとるにあたっては、実際にかかっている教材費の額を知らせてから、徴収額が適切かどうかを確認すること。</li> </ul>
H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習のために1食分の食事を調理し、試食する栄養教室において、1人200円の食材費を徴収する。(200円×13教室×20人=52,000円)</li> <li>栄養教室にかかる食材費(実費)をもとに、平成28年度以降の徴収額を検討する。</li> <li>要綱に基づき、必要な教材費が発生した場合は、実費を徴収する。</li> </ul>			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養教室において、1人200円の食材費を徴収した。</li> <li>食材費を徴収した人にアンケート調査を実施した。(食材費が1人当たり約500円かかる旨を記載した。)</li> <li>あいち健康プラザにおける健康度評価の利用料を自己負担とした。</li> <li>平成25年度から実施してきたアンケート結果をもとに、栄養教室における徴収額を検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食材費の徴収により、35,800円の収入があった。(200円×179人=35,800円)</li> <li>健康度評価の利用料は、14,760円であった。(410円×36人=14,760円)</li> <li>食材費の徴収にあたり実施したアンケートから、費用徴収に対する意見や意識等を把握することができた。</li> <li>徴収金額の200円について、「適当な金額」と回答した人は58.5%、「安い」と回答した人は40.0%だった。</li> <li>具体的な徴収金額の記入があった14名のうち13名が300円～500円と回答しており、年々利用者負担の意識が高くなっている。</li> </ul>	35 (計画値:72)

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

評価	◎	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査を実施したことにより、教室参加者の意向を把握すると同時に、食材費の利用者負担についての意識啓発をすることができた。</li> <li>アンケート結果を基に徴収金額を見直すことにより、積極的な財源確保を図っていくことができた。</li> </ul>	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度からは、栄養教室における費用徴収を食材費の概ね実費に相当する金額の400円を利用者の負担分として徴収していく。</li> <li>引き続きアンケートを実施し、参加者の意見を把握していく。</li> </ul>
----	---	------	---	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。



岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 48

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	③歳出の効率化	
取組業務	公共施設の適正な維持管理		所管課	都市整備課他
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化の進む公共施設の長寿命化を図るために、総合的かつ計画的な施設改修等を推進するとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用などを進め、公共施設の有効活用を図るため、公共施設の維持管理に関して実情に合わせた計画を策定する。</li> </ul>			
効果見込	公共施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な視点に立って効率的・効果的に管理・運営することで、資産全体の効用を最大化することができる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設再配置計画を策定している自治体の事例を調査した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の長寿命化、計画的な改修等の前提となる公共施設実態調査の有効性を確認した。</li> </ul>	—
H24	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が所有する土地及び建物を一元的に管理する財産管理システムを導入した。</li> <li>平成25年3月に、岩倉市公共施設整備基金条例を制定するとともに、3月補正予算で1億2千万円を計上し積立てを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産管理システムを導入することで、例えば修繕情報など財産管理に関する情報を入力することなどにより市全体の公共施設の管理についての公共施設の状態を一元的に管理するための準備を整えられた。</li> <li>基金の設置により計画的な支出に備える準備が整った。</li> </ul>	—
H25	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産管理システムに、面積、建築年など公共施設の基礎的な情報を入力した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産管理システムにデータを入力することにより、従来のエクセル管理からシステムによる管理に切り替えることで各課の管理する公共施設の基礎的な情報の集約化が図れた。</li> </ul>	—
H26	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に行った、財産管理システムのデータ等をもとに、76施設において公共施設現況調査を実施した。</li> <li>調査内容は、屋根、外装、内装、機械設備、電気設備、屋外の6部位における劣化度について調査を行った(調査結果は別添資料のとおり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の劣化状況、施設管理コスト等を把握し、各施設の特性・問題点を抽出することができた。</li> </ul>	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等総合管理計画の策定とこれを基にした施設の統廃合・再配置を進めることは、これからの少子・高齢社会や施設の老朽化と維持・更新費用の側面からとても重要な取組である。そして、この取組にあたっては、市民に分かりやすい形で公表しながら進めるべきである。</li> </ul>		行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等総合管理計画の策定とこれを基にした施設の統廃合・再配置を進めるにあたっては、市民に分かりやすい形で公表しながら進めること。</li> </ul>

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設現況調査をもとに公共施設等総合管理計画の策定作業に着手する(平成27・28年度で策定予定)</li> <li>また、平成27年中に、公共施設の実態を明らかにするため白書を作成する。</li> </ul>			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の実態を明らかにするため、平成26年度に行った公共施設現況調査をもとに、岩倉市公共施設白書を作成した。</li> <li>公共施設等総合管理計画を策定するために、所管部署のグループ長による研究会を3回実施し、公共施設の現状把握や課題の検討を行った。また、公共施設マネジメントへの理解を深めるため、全職員を対象に職員研修会を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況の公共施設老朽度、今後の施設の大規模改修や更新費用など現状や課題を把握することができた。</li> <li>所管部署からの施設の意見集約と公共施設マネジメント推進に向けた庁内の意識向上、共通認識が図れた。</li> </ul>	—

資料75～81ページ

評価	○	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の適正な維持管理については、公共施設再配置計画の策定を目的に、計画的に取り組むことができた。また、平成27年度には公共施設等総合管理計画を策定するために、所管部署においては現状の施設の課題や今後の公共施設のあり方について、職員の意識向上、共通認識を持つことができた。</li> </ul>	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年8月を目処に、公共施設等総合管理計画を策定する。また、平成28年度～29年度にかけて、公共施設再配置計画の策定に向け、公共施設の統廃合や再配置の基本的な方針を策定する。</li> </ul>
----	---	------	---	-------	---

凡例 ○：取組業務について、目標を達成した。  
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。



岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 49

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	③歳出の効率化	
取組業務	市役所庁舎の適正な維持管理		所管課	行政課
取組内容	・庁舎修繕に関する5か年の計画を作成し、計画的かつ適切な修繕、補修を行う。 <年度ごとの取組内容> 毎年度、見直しを行いながら5か年計画を策定する。 計画的修繕の経費の上限額を設定する。			
効果見込	庁舎建設後10年が経過し、今後、維持補修費の増大が見込まれる中、適切な管理を行うことにより、年度ごとの維持補修費の平準化を図るとともに、設備の長寿命化にもつながる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	実施	・庁舎修繕5か年計画に基づき、計画的な修繕を実施した。 平成23年度計画額 8,645千円 実績額 7,243千円	・計画に基づいた修繕を実施することで、適切な維持管理を行うことができた。	—
H24	実施	・庁舎修繕5か年計画に基づき、計画的な修繕を実施した。 平成24年度 計画額 9,780千円 実績額 8,560千円	・計画に基づいた修繕を実施することで、適切な維持管理を行うことができた。	—
H25	実施	・庁舎修繕5か年計画に基づき、計画的な修繕を実施した。 平成25年度 計画額 7,500千円 実績額 6,773千円 <内容> ・庁舎空冷チラーオーバーホール修繕	・計画に基づいた修繕を実施することで、適切な維持管理を行うことができた。	—
H26	実施	・庁舎修繕5か年計画に基づき、計画的な修繕を実施した。 平成26年度 ・自動制御装置(熱量演算計)交換及び中央制御装置(無停電電源装置)交換 計画額 5,228千円 実績額 3,888千円	・計画に基づいた修繕を実施することで、適切な維持管理を行うことができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	・引き続き庁舎修繕5か年計画を作成し、計画的な修繕を行う。 平成27年度計画額 19,332千円 <内容> ・天然ガスコージェネレーション設備オーバーホール修繕 19,332千円			
H27	実施	・庁舎修繕5か年計画に基づき、計画的な修繕を実施した。 平成27年度 ・天然ガスコージェネレーション設備オーバーホール修繕 計画額 19,332千円 実績額 16,632千円	・計画に基づいた修繕を実施することで、適切な維持管理を行うことができた。	—

評価	◎	評価理由	・庁舎修繕に関する5か年の計画を作成し、計画的かつ適切な修繕、補修を行うことができた。	今後の方針	・庁舎竣工から15年を経て、今後大規模な改修が増えてくることが見込まれる。今後も庁舎を適切に修繕・補修していくことにより、長期に渡って利用するための維持管理を行う。
----	---	------	---	-------	--

## 岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 50

行政経営プランの位置づけ		(3)持続可能な財政基盤の確立	③歳出の効率化	
取組業務	雑草対策工法の改善		所管課	維持管理課（都市整備課）
取組内容	<p>・毎年、市内各所の道路、水路等で草刈作業を実施しているが、施工箇所がある程度限定されるようなものであり、地域住民による草刈作業等の維持管理方法や現状に合わせた改善対策工法（防草シート、コンクリート張り等）など雑草対策について検討する。</p>			
効果見込	<p>現状に合わせた改善対策工法（防草シート、コンクリート張り等）を実施することにより、長期的な維持管理コストの縮減を図る。</p> <p>（参考）平成23年度 水路敷草刈業務                      5,040,000円（11,260㎡×2回）                      ＊年間費用 450円/㎡                      ●防草シート設置費用 2,500円/㎡                      ●コンクリート張費用（厚5cm） 3,500円/㎡</p>			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	検討	<p>・市内において実施している「五条川堤防道路草刈業務実施箇所」、「シルバー人材センターへの除草委託業務実施箇所」、「地元剪定箇所」、「市が雇用する作業員による公共施設維持管理業務実施箇所」等から草刈り・除草の必要な箇所の抽出を行った。</p>	<p>・草刈り・除草の必要な箇所を抽出できたため、雑草対策実施に向けての準備が整った。</p>	0
H24	検討	<p>・平成23年度の抽出箇所から防草シート工法等の施工箇所の絞込みを行った。また、一部対策を実施した。</p> <p>防草シート設置                      業者施工3箇所202㎡                      パート作業員施工3箇所45㎡</p>	<p>・業者施工費用：2,500円/㎡×202㎡=505,000円                      ・パート作業員施工費用：1,250円/㎡×45㎡=56,250円                      合計：561,250円                      ・施工箇所247㎡を10年間草刈業務委託した場合の費用                      450円/㎡×247㎡×10=1,111,500円                      ・節減見込み費用（10年分）                      1,111,500円-561,250円=550,250円                      ・雑草管理について、地区に打診してみたが、実現に至っていない。</p>	550
H25	実施	<p>・平成23年度の抽出箇所及び追加箇所への防草シート設置を実施した。</p> <p>防草シート設置                      業者施工3箇所310㎡                      パート作業員施工9箇所366.8㎡                      ※これらのうち1箇所については業者施工とパート作業員施工が重複している。</p> <p>・雑草管理について、地区に打診した。</p>	<p>・業者施工費用：2,500円/㎡×310㎡=775,000円                      ・パート作業員施工費用：1,250円/㎡×366.8㎡=458,500円                      合計：1,233,500円                      施工箇所676.8㎡を10年間草刈業務委託した場合の費用：450円/㎡×676.8㎡×10年=3,045,600円                      節減見込み費用（10年分） 3,045,600円-1,233,500円=1,812,100円                      ・雑草管理の住民協働については、実現に至っ</p>	1,812
H26	実施	<p>・平成23年度の抽出箇所及び追加箇所への防草シート設置を実施した。</p> <p>防草シート設置                      業者施工1箇所185㎡                      パート作業員施工3箇所74㎡</p>	<p>○防草シート設置：607,540円                      ○施工箇所259㎡を10年間草刈業務委託した場合の費用：1,165,500円                      ※節減見込み費用（10年分） 1,165,500円-607,540円=557,960円                      ・雑草管理の住民協働については、実現に至っていないが、草刈の要望の際にアダプト制度の紹介を行った。</p>	604
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>防草シート設置 5箇所300㎡</li> <li>住民協働による雑草管理については実現が困難であるが、アダプト制度のPRを行う。</li> </ul>			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度の抽出箇所及び追加箇所への防草シート設置を実施した。</li> <li>防草シート設置 業者施工7箇所505㎡ パート作業員施工2箇所61㎡</li> <li>五条川堤防について桜並木保存会が県の河川愛護活動報奨制度を利用した清掃及び簡単な草刈などをH28年度から実施していただけるよう、準備をした。</li> <li>窓口にてアダプト制度の紹介を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防草シート設置：1,473,710円</li> <li>○施工箇所566㎡を10年間草刈業務委託した場合の費用：2,547,000円</li> <li>※節減見込み費用（10年分） 2,547,000円-1,473,710円=1,073,290円</li> <li>・雑草管理の市民協働については、実現に至っていないが、市民による清掃及び簡単な草刈が進み始めている。</li> </ul>	1,073

資料82ページ

効果額の内訳：雑草対策工法を施さない場合に要する今後要すると見込まれる費用との差

評価	○	<p>評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防草シート設置により、草刈費用の縮減につながっている。</li> <li>また、市民協働による雑草管理についても、少しではあるが市民の手で実施されようとする箇所がでてきた。</li> </ul>	<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、防草シートが設置可能な場所は設置していき、市民による清掃・草刈などが始まっているため、活動を支援していきながらPRに努めていく。</li> </ul>
----	---	--	--------------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。  
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。  
△：未着手または大幅に目標を修正して実施した。